旅館業に対するほう素及びふっ素に係る水質汚濁防止法に 基づく排水基準の適用に関する意見書

平成13年にほう素、ふっ素等に係る排水基準が水質汚濁防止法に基づき設定され、旅館業も排水に対する基準の適用を受けることとなった。

温泉水を含む排出水からほう素、ふっ素を取り除く技術については、国としても技術開発に取り組んでこられたが、現在も、処理過程で大量に発生する廃棄物の削減、省スペース化、低コスト化といった課題があり、その解決に向けた技術開発を行わなければならない状況にある。

ほう素、ふっ素等に係る排水基準は、こうした技術的課題があるため、平成13年以降暫定基準が設けられ、平成19年に再度延長されたところである。

温泉はもともと自然由来のものであり、旅館業が手を加えて利用するものではない。製造業であれば、その製造過程を見直すことにより、排水基準を達成することはできるであろうが、旅館業にとっては今後処理技術の開発が進み、中小零細の旅館業にとって無理なく処理設備を導入できる状況にならない限り、一律に排水基準を適用することは困難である。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 簡易かつ安価な排水処理技術が開発・実用化されるまで、暫定的な排 水基準を継続し、基準の強化等を行わないこと。
- 2 国が主体となり、中小零細の事業者が導入可能な安価で実用的な排水 処理技術の開発を推進すること。
- 3 事業者が排水処理施設を導入する場合、必要な助言や情報提供を行うとともに、税制優遇や低利融資といった財政援助措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

内閣総理大臣 福 田 康 夫 様 財務大臣 福志郎 様 額 賀 厚生労働大臣 様 舛 要 添 経済産業大臣 様 甘 利 明 =国土交通大臣 様 柴 冬 鐵 環境大臣 鴨 下 一 郎 様